

平成 26 年 10 月 22 日

平成 25 年度の案件形成事業に対する環境社会配慮レビュー

総務部総務課環境社会配慮審査役 作本 直行

I. 全体レビュー

- ・ 環境社会配慮諮問委員会の委員の皆様からのご支援と貴重なアドバイスをいただき、報告書は質的な向上を示し、多くの改善が見られてきた。案件の発掘形成の段階における調査事業であるとはいえ、事業実施の初期段階において環境社会配慮を組み入れる点においては、大いに効果を挙げてきたといえる。
- ・ これまで 1 年以上かけてジェットロガイドラインの見直し作業を実施してきたが、2014 年 7 月 1 日から改定後のガイドラインを施行することになった。環境社会配慮諮問委員会の下にワーキンググループを設け、諮問委員会委員による検討を集中的かつ重点的に行うことにより、ガイドラインの見直しを行い、改正ガイドラインの適用を実施することができた。ジェットロとして、さらに環境社会配慮を発展させるために、公的機関としての社会的な責任として、その実施意欲を明らかにしている。また、改定ガイドラインを、英和文の小雑誌として印刷し、これを海外機関等にも配布予定である。
- ・ 平成 25 年度に実施した受託事業の内容と件数は、二つの事業から構成されており、次のIIのとおりである。エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業が 7 件、新興国での新中間層獲得による日本再生事業 7 件の合計 14 件である。国別では、ベトナムが 5 件で最大数、ミャンマー 3 件、その他は、インド、ウクライナ、カザフスタン、タンザニア、ペルー、マレーシアの各 1 件、合計で 14 件である。インドシナ諸国であるベトナム、ミャンマーと日本経済の緊密さが増しつつある点を象徴している。

II. H 25 年度に作成された調査報告書について

(1) エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業(円借款 1～2、民活インフラ案件形成調査 3～7)

国名	主な事業内容	実施対象となる事業	予想される主な環境社会影響の項目(例示)
1. タンザニア	中央回廊鉄道再活性化・エネルギー効率化	鉄道軌道と関連構造物等	住民移転、土壌浸食、生物多様性、地元経済、事故等
2. ペルー	地熱開発	調査井の掘削、発電所、送配電・変電施設、アクセス道路等の周辺施設等	廃棄物、自然環境、騒音振動、事故等

3. ウクライナ	石炭火力発電所増設	発電所と周辺施設	大気、水質廃棄物、騒音、悪臭、生態系、温暖化等
4. カザフスタン	廃棄物発電所	発電所と周辺施設	大気、水質、廃棄物(石炭灰)、温暖化等
5. ベトナム	小水力発電	発電施設と周辺施設、	水位確保、農業への影響、悪臭、住民移転等
6. マレーシア	工業団地内における地域冷房導入	インフラ施設及び付帯設備	大気、水質、廃棄物、騒音・振動、温暖化等
7. ミャンマー	LNG 受け入れ設備の導入可能性	インフラ施設及び付帯設備	大気、水質(海洋)、生態系、事故等

(2)新興国での新中間層獲得による日本再生事業(アクションプラン実現に向けた個別のインフラ整備等のための事業実施可能性調査)

1. インド	再生水・汚泥削減	工業団地内の産業排水の処理施設	水質、廃棄物、騒音・振動等
2. ベトナム	50km2 規模の土地開発事業	土地開発、高速道路開発	大気、水質、土壌汚染、廃棄物、自然保護、生態系等
3. ベトナム	周産期医療センター	専門病院の設置	大気、水質、廃棄物等
4. ベトナム	新市街地幹線橋梁建設	グエンチャイ橋、ブーイエン橋の建設	水質、騒音、振動、自然保護区等
5. ベトナム	先進的生活サービス	バス事業開発、ポイントカードシステム導入	——
6. ミャンマー	タワーシェアリング	通信タワーの設置と土木工事	用地確保、住民移転、廃棄物等
7. ミャンマー	マンワデーSEZ	工業団地の建設	水資源、土地利用、上下水、廃棄物、無権利土地保有者等

III. これからの課題

・大型のインフラ事業で、事業が実施された場合には、著しい環境影響が予想される大規模事業案件が、多数登場している。早い意思決定の段階において、環境社会配慮を組み入れる必要がある。このためにも、相手国の経済社会や生態系等に関する基礎情報の蓄積が必要であり、横断的なベースライン・データの確保が要望される。ジェトロは、過去においても将来においても、かような情報を集中できる政府機関として、大きな役割を果たせる立場にある。

・H26年度の案件形成事業について、入札後の契約方式に大きな変更があった。落札後にジェトロが行う担当業務は、審査・採択手続への支援と情報収集だけに限定されることになった。この結果、これまでのようにジェトロが行ってきた報告書の作成監理に関する業務はなくなってしまったことになり、平成26年度に作成予定の調査報告書について、ジェトロのガイドラインを基にして、報告書の内容や作成方法に関するコメントを行ったり、助言したりすることに、根拠がなくなったといえよう。

・ジェトロは、貿易投資に関する情報提供を中心にした事業を国際的に展開してきたが、ジェトロの新しい役割の一つとして、途上国に海外進出する中小零細企業に対するCSRや環境社会面の配慮に関する情報提供や普及活動をさらに発展させることがある。ジェトロの中では、これに向けた取り組みを既に開始している。

作成日:2014年〇月〇日
委員名:〇 〇 〇 〇

案件名:〇〇〇〇

1. 全体所感
2. 社会環境と人権への配慮
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
4. 他の選択肢との比較検討
5. ステークホルダーからの情報収集
6. その他

※執筆数量に応じて各項目の行数を増やしてご記入ください。表の編集は事務局でおこないます。本フォームは後日メールで送付します。